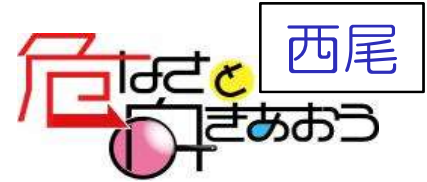


# 分析 西尾管内から大きな災害をださない



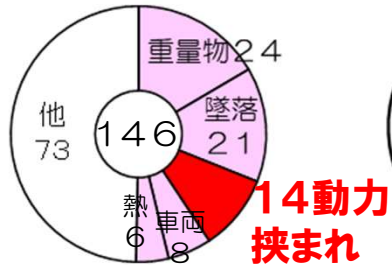
過去 ← → 2022年

過去12年間の  
死亡災害

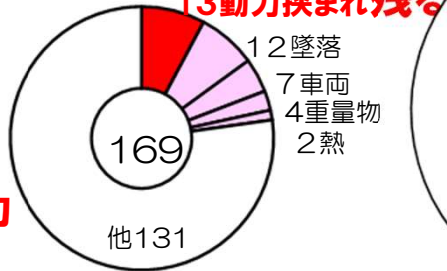


ピンク6要因で94%  
\*以下STOP6と称す

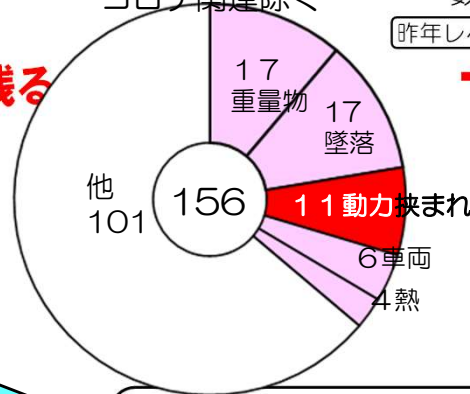
2020年度



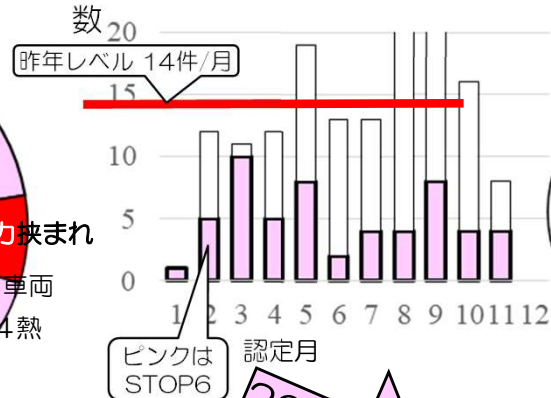
2021年度



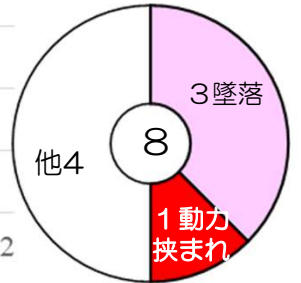
1~11月計  
コロナ関連除く



休業災害件数推移



11月単月



◇STOP6 73件 比率50%  
◇大きな要因 14件  
◇死亡 2件

◇STOP6 38件 比率23%  
◇大きな要因 8件  
◇死亡 0件

2020比  
良い

STOP6 55件 比率先月34⇒35%  
大きな要因 4件  
死亡 0件 市外業者/発注者は対象外

2021比  
悪い

11月単独  
STOP6 4件 比率50%  
大きな要因 1件  
死亡 0件

単月では  
他月比悪い

| 危険源 (1~9月)     | ※大きな要因から抽出                        |
|----------------|-----------------------------------|
| ・脚立 2m         | 木の枝払い作業中、木があたって脚立が倒れ2m高さから墜落      |
| ・4tトラック荷台高さ 2m | 積んだ樹木の上に乗る吊り具を外した時樹木が動きバランスを崩す    |
| ・作業床 高さ6m      | 作業とは関係ない高所エリアに侵入し番線固定前の作業床端部を踏み抜く |

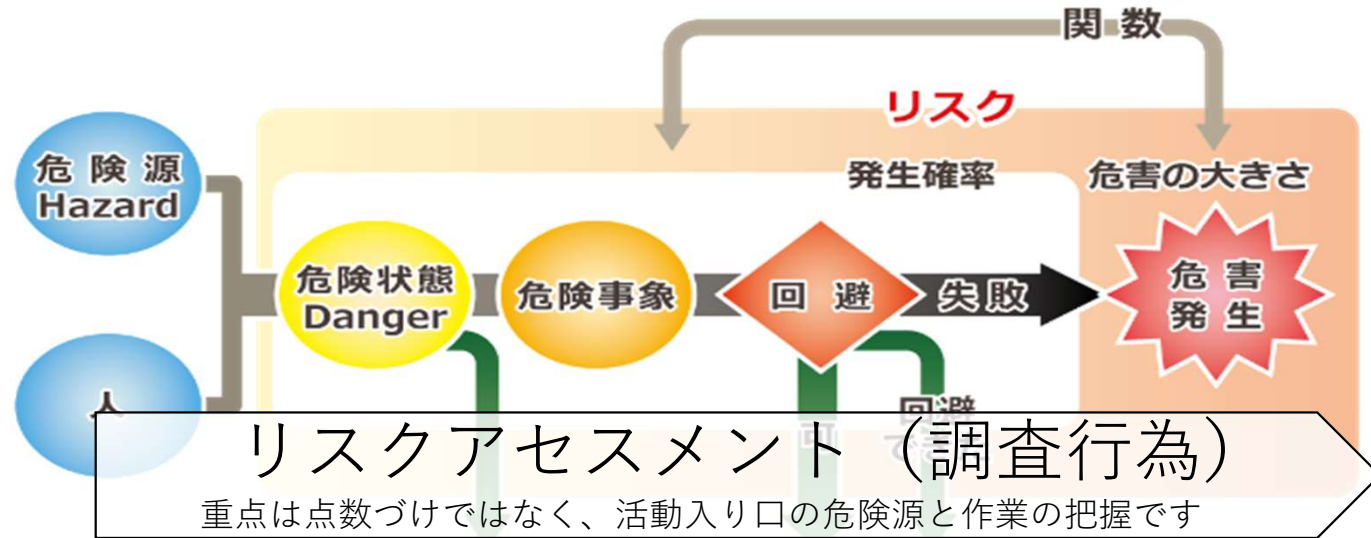
| 危険源 (2022年11月単月)      | 大きな要因から抽出                                  |
|-----------------------|--|
| ・ビニールハウス上部 高さ××m 明記なし | 工具を取りに降りるとき足が滑って頭から落ちる<br>ハーネス/安全带未着用 内規なし |

初めて2年連続で 死亡災害ゼロ達成見込み 12月28日時点  
ただ5ヶ月連続で発生していなかった大きな災害要因が11月で発生 食品業界での転落  
まず高さ2m以上で作業する全箇所を特定 そしてマネジメント・・・で対応ください

# 考え方は…愛知労働局に示して頂いた方向

論理的に進める…災害は『災害発生シナリオ』に沿って発生するならばその順で調査/想定し説明できるようにしましょう **説明責任を果たす**

## 災害発生シナリオ



## 関連施策

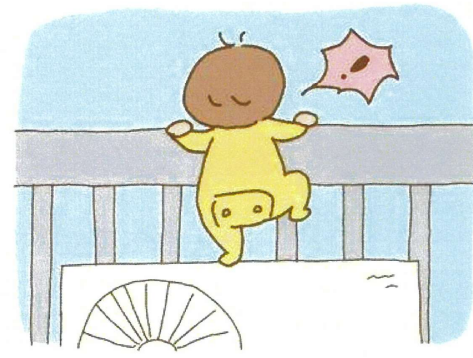
KY  
(回避訓練)



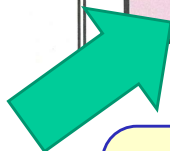
店舗、家庭でも  
調べましょう

# 危険源 程度評価基準

墜落編 墜落した、転落した



| 危害ひどさ   |                |         |
|---------|----------------|---------|
| 2m以上の高さ | 1m ≤ h < 2mの高さ | 1m未満の高さ |
| 致命      | 重              | 軽       |

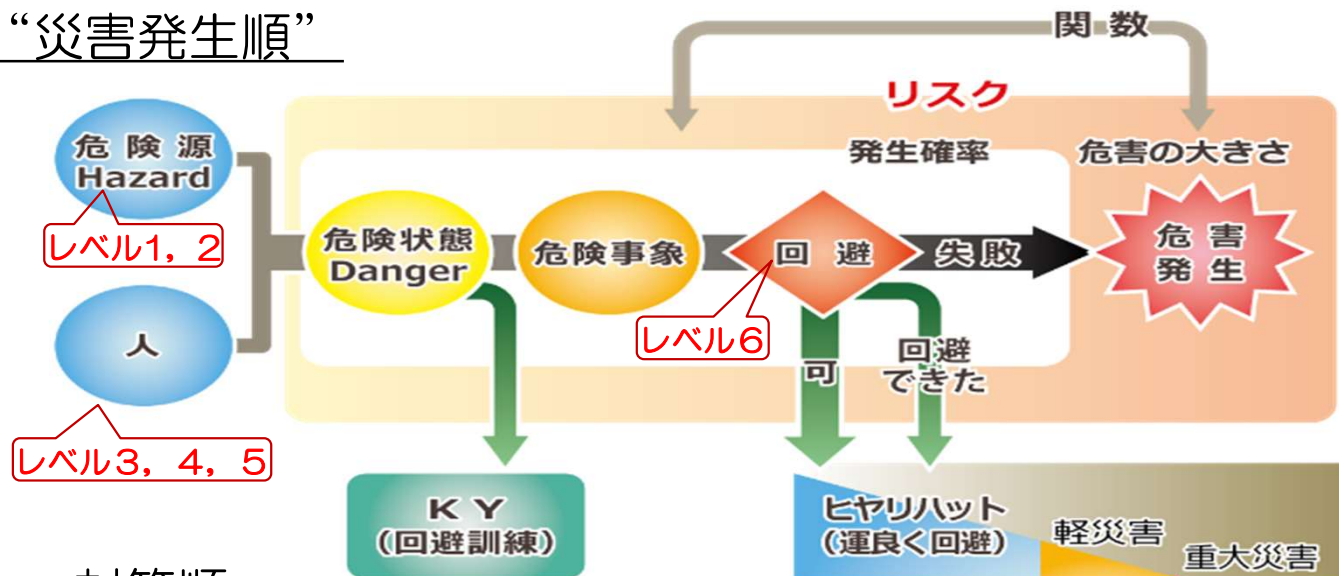


2m以上で 人が立つ 立てるところはどこですか  
把握していますか まずは調べましょう

# 対策順

災害発生順で調査・想定できたら 次は対応できてますか この順番で対策を考えていますか  
エネルギーを下げる順番ゆえ 実施レベルに応じて将来の災害レベルが下がる \*コストも下がる

## “災害発生順”



## 対策順

レベル

本質安全化

1. 危険源を無くす
2. 危険源エネルギーを下げる
3. 作業を無くす
4. 作業手順を無くす
5. 接近、接触させず (立ち入り禁止措置含む)
6. 回避手段
7. 左記1~5が出来なかったら管理するしかない

管理項目が多いと監督者は大変  
常にレベル1から考えましょう

ただ無くせない場合が多い  
その場合はしっかりと  
危なさに向き合いましょう





一人ひとりが意識して !!



# STOP 6 重災を防ぐ18の鉄則

鉄則で身を守る !!



## 【Actuator】 動力挟まれ/巻込まれ災害を防ぐ鉄則

## 【Block heavy objects】 重量物災害を防ぐ鉄則

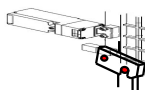
① 災害リスクのある機械は柵・カバーで囲う



② 人は、機内に入る場合『正しく止める』  
・ロックアウトで  
第三者起動を防止する



③ 機械は、人が止め忘れても『ポカヨケで止まる』ようにする  
・止められる設備にする



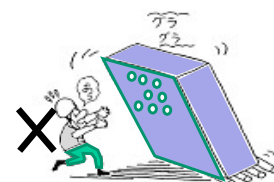
④ 『低く保管、低く搬送』



⑤ 工事計画で転倒、横振れ防止を確認



⑥ 吊り荷、移動中の重量物には近づかない



## 【Car】 フォークリフト災害を防ぐ鉄則

## 【Drop】 墜落/転落災害を防ぐ鉄則

⑦ 『歩車分離』



⑧ バック時は毎回後方確認  
・シートベルトとヘルメット着用



⑨ 指定経路以外を走行しない



⑩ 高所では『常に安全帯を連結』



⑪ 計画外の作業はしない



⑫ 工事計画で墜落防止を確認



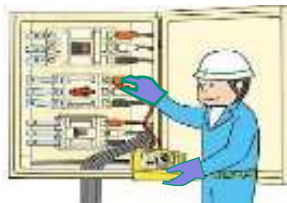
## 【Electric shock】 感電災害を防ぐ鉄則

## 【Fire】 熱災害を防ぐ鉄則 - ガス爆発防止 -

⑬ 『電源を遮断し自らロックアウト』



⑭ 自ら検電器で確認



⑮ 絶縁用保護具を着用



⑯ 『着火前にプレパージ』(換気)



⑰ 失火時はガス供給を自動遮断させる



⑱ ガス漏れチェックを行い、発見時は正しく処置





#### 4 <Drop> 墜落/転落災害を防ぐ鉄則

##### ⑩ 高所では「常に安全帯を連結」

<メモ>

高所作業（高さ 2メートル以上の作業）等については、基本的に手すり等の墜落防止措置を行うこととされており、それができない場合に、墜落制止用器具（旧：安全帯）を使用することとされている。

また、その他、粉砕機及び混合機の開口部、高所作業車等の作業を行う場面ごとに、墜落制止用器具の使用が義務付けられている。

ただし、法令上は、基本的に作業においての使用を義務付けており、「常に安全帯を連結」とまでは義務付けていない。

<労働安全衛生規則>

##### (1) (作業床の設置等)

労働安全衛生規則第 518 条

##### 第 1 項

事業者は、高さが 2メートル以上の箇所(作業床の端、開口部等を除く。)で作業を行なう場合において墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けなければならない。

##### 第 2 項

事業者は、前項の規定により作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用

させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

(2) (開口部等の囲い等)

労働安全衛生規則第 518 条

第 1 項

事業者は、高さが二メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆<sub>(おお)</sub>い等(以下この条において「囲い等」という。)を設けなければならない。

第 2 項

事業者は、前項の規定により、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

(3) (転落等の危険の防止)

労働安全衛生規則第 142 条

事業者は、粉碎機又は混合機(第 130 条の 5 第 1 項の機械を除く。)の開口部から転落することにより労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、蓋、囲い、高さが九十センチメートル以上の柵等を設けなければならない。ただし、蓋、囲い、柵等を設けることが作業の性質上困難な場合において、要求性能墜落制止用器具を使用させる等転落の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

(4) (要求性能墜落制止用器具等の使用)

労働安全衛生規則第 194 条の 22

事業者は、高所作業車(作業床が接地面に対し垂直にのみ上昇し又は下降する構造のものを除く。)を用いて作業を行うときは、当該高所作業車の作業床上の労働者に要求性能墜落制止用器具等を使用させなければならない。

⑪ 計画外の作業はしない

高所作業を行うという理由だけでの工事計画の作成義務がそもそもないため、計画外の作業をしないという規定は存在しない。

⑫ 工事計画で墜落防止を確認

作業前、2 時間おき、場面変化で KY

<メモ>

前述のとおり、高所作業を行うという理由だけでの工事計画の作成義務はない。また、作業前、2 時間おき、場面変化で KY をという規定も存在しない。